

# 長野市タクシー運行継続支援金申請受付について

## I 支援金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数が以前の水準まで回復していないことに加え、燃料費の高騰により厳しい経営環境におかれている中、市民の足として事業を継続しているタクシー事業者が行う運行継続に要する経費に対し、予算の範囲内で長野市タクシー運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものです。

## II 交付対象者

次のすべてに該当する方が交付対象者となります。

- ①一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいること（福祉輸送限定は除く）
- ②長野市内に営業所があること
- ③申請日において事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること

なお、上記対象となる方であっても、次に該当する場合には対象外となります。

- ①長野市税に未納がある場合
- ②代表者、役員、従業員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者に該当する場合
- ③自己や第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなど、社会的に非難されるべき関係を有している場合

## III 交付額

支援金の交付額は申請者が申請日時点で所有している事業用自動車の台数に30,000円を乗じた額とします。事業用自動車は市内に使用の本拠の位置があるものが対象となります。ただし、事業用自動車の数は令和5年3月31日時点で申請者が保有していた事業用自動車の数を上限とします。

なお、次に該当する事業用自動車は対象外となります。

- ①福祉輸送サービスに限って使用しているもの
- ②申請日時点で自動車検査証の有効期間が満了している又は抹消登録がされているもの

## IV 申請書類

以下の書類を提出してください。ただし申請は1回限りです。

- ①長野市タクシー運行継続支援金交付申請書
- ②交通事業者であることが確認できる書類（事業許可証の写しなど）
- ③事業用事業車を現に保有していることが確認できる書類（自動車車検証の写しなど）
- ④振込先口座と口座名義が分かる通帳見開きページの写し

提出いただいた書類の返却はいたしません。また、必要に応じて追加書類の提出や説明を求める場合があります。

## V 申請手続き等

### 1 申請書類の入手方法

長野市交通政策課ホームページに掲載します。

掲載場所：長野市HPトップページ [くらし・手続き](#) > [交通](#) > [公共交通機関](#) > [公共交通に関する補助金等](#) > 長野市タクシー運行継続支援金

>My Menu>公共交通>注目情報

### 2 申請の受付期間と方法

#### (1) 受付期間

令和5年8月31日（木）まで

#### (2) 受付方法

郵送又は持参（交通政策課（第一庁舎6階）窓口へ提出）

書類を郵送によりご提出される方は、次の宛先に送付してください。

◆（宛先）〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所企画政策部交通政策課 宛て

#### (3) 交付

申請書類を受領後、内部審査の上、内容が適正であると確認した後に支援金を交付します。なお、交付決定した際には、通知を送付いたします。

本支援金に関するお問い合わせ先  
長野市企画政策部交通政策課  
電話：026-224-5012  
FAX：026-224-9715  
Email：[kotuseisaku@city.nagano.lg.jp](mailto:kotuseisaku@city.nagano.lg.jp)